

# 老人保健制度が一部変わります

10月1日から



税制改正に伴う自己負担限度額据え置き等の経過措置(平成18年8月から)  
 現役並み所得を有する高齢者(一定以上所得者)の患者負担の見直し(平成18年10月から)  
 高額医療費の自己負担限度額の引き上げ(平成18年10月から)

一定以上の所得がある人は自己負担割合が2割から3割に引き上げられます。(平成18年10月から)  
 同一世帯に一定の所得(課税所得が145万円)以上の70歳以上の人または老人保健でお医者さんにかかる人がいる場合。  
 ただし、収入の合計が、2人以上の場合は621万円(平成18年8月からは520万円)未満、1人の場合は484万円(平成18年8月からは383万円)未満であると申請した場合は、「一般」と同様となり、1割負担となります。  
 該当すると思われる人には、文書で通知します。

医療費が高額になったときの自己負担限度額が一部変わります。(平成18年10月から)

平成18年9月30日まで		
	外来(個人単位)	自己負担限度額 外来+入院(世帯単位)
一定以上の所得がある人	40,200円	72,300円+医療費が361,500円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算(4回目以降は40,200円)
一般	12,000円	40,200円
低所得	8,000円	24,600円
低所得		15,000円



平成18年10月1日から		
	外来(個人単位)	自己負担限度額 外来+入院(世帯単位)
一定以上の所得がある人	44,400円	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算(4回目以降は44,400円)
一般	12,000円	44,400円
低所得 (注1)	8,000円	24,600円
低所得 (注2)		15,000円

公的年金等控除の見直し・高齢者控除の廃止に伴う激変緩和措置 (平成18年8月から2年間)

公的年金等控除の見直しおよび高齢者控除の廃止により、新たに一定以上所得者と判定された人で、

- ・課税所得145万円以上213万円未満
- ・年収が、高齢者が複数いる世帯で520万円以上621万円未満、または高齢者のみの単身世帯で383万円以上484万円未満のいずれかにあてはまる場合は、申請し認められると、医療費が高額になったときの自己負担限度額は、「一定以上所得者」でも「一般」の限度額が適用されます。

(注1) 低所得 とは

70歳以上または老人保健で医療を受ける場合で、同一世帯の世帯主および世帯員全員が住民税非課税の人。あるいは、老年人に係る住民税非課税措置の廃止に伴う経過措置対象者

(注2) 低所得 とは

70歳以上または老人保健で医療を受ける場合で、同一世帯の世帯主および世帯員全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を65万円(平成18年8月からは80万円)として計算)を差し引いたときに0円となる人。

問合せ先 保険課福祉医療係 (本) (内線 373、393)